

6、賃銀過給制獲得  
週賃銀制獲得の意味でその獲得を期すること

7、労働立法獲得闘争  
健康保険法改正、屋外労働者災害扶助法改正、水上生活者保護法制定、交通労働者特別裁判法制定、労働組合法制定軍籍者關係法規其他労働立法社會立法對策のため中央委員會直屬の社會立法對策委員會を設置す

委員長田萬清臣、委員高橋涉、細田綱吉、河上丈太郎、三輪壽壯、河合義一、齋藤忠利、渡邊惣藏、大林宗嗣、鈴木悦次郎、桑島南海士、井上良二、天満芳太郎、淵田要助、佐竹新一、淺沼稻次郎

右委員會は大會決定議案中の立法關係のものを整理統一する他それ以外の全般に亘つて緊急の諸法案を立案すると共にその獲得闘争方法をも立案すること

8、犠牲者家族救済會設置

本部は加盟組合にて現行してゐる救済方法を調査し、その統一方針を示すこと、同盟としては直接に財政的に關與せず、組合の場合も一般會計とは別個のものとして確立せしめること

9、消費組合運動

全國労働所屬の工場會社を單位として確立し、それを地域的に組合別に統一し、更に同盟として統一に導く方針にてその具體方針を常任執行委員會にて作成すること、差し當

六、新年度本部豫算の件

七、次回中央委員會に關する件

十二日社會大衆黨全國委員會開催の時期を利用して開く

### 第二回中央委員會

日時 昭和七年十二月十九日午後三時—十時

場所 全國労働本部

出席 委員長河野密、主事菊川忠雄、中央委員茅野眞好、山口常次郎、鈴木悦次郎、高橋松次、森居康、天満芳太郎、齋藤忠利、組織部長高橋涉

報 告

一、本部報告(省略)

二、各部報告(省略)

組織部

1、廣島統一労働組合結成、泉州労働組合の改組、和歌山地方協議會の結成

2、加盟組合中整理を必要とするもの

北海道聯合會、長岡向上會、關東新聞従業員組合—以上解體

豊橋眞田従業員組合—日本紡織労働組合の支部に編入

佐世保合同労働組合—暫時情勢を見る

つては組合の事業部の活動を促すこと

10、戦争反對闘争

基本方針と現實の方針を具體的に明示すること(起草を鈴木委員に一任)

11、階級運動暴壓諸法撤廢

個々の事實に對しては大衆抗議で戦ふ、黨と協力して政治闘争として戦ふ

12、労働組合戦線統一

常任執行委員會一任

13、フアツヨ粉砕

實行方法通り

14、社會大衆黨積極的支持

大會決定通り、政治部一任

15、會計制度確立並に統一會計一任

16、大會宣言及び運動方針書

大會宣言の趣旨に基き運動方針を新しく補充修正すること

起草委員菊川、鶴、鈴木、天満、横井、西川

次回中央委員會まで

17、次期大會

特別の事情なき限り明年秋關東にて舉行、大會運用方針は従來と一新して効果的にやる必要を認め、その具體方法を常任執行委員會で研究すること

三、特殊報告

日本労働組合會議第二回執行委員會報告

四、地方情勢報告(省略)

五、其他並に追加報告(省略)

右報告を承認し左の通り決定す

1、北海道聯合會、長岡労働者向上會、關東新聞従業員組合に對してはそれ〴〵解體を命ずること

2、佐世保合同労働組合に對しては一應警告を發すること

3、左記組合の改稱を承認すること

大阪都市従業員組合、和歌山地方協議會、廣島統一労働組合、日本運輸交通労働組合、泉州労働組合

議 事

一、日本労働組合會議對策の件

前記報告に基き協議の上左の通り決定す

1、鈴木文治氏を組合會議顧問とすることに對しては全勞は反對

2、健康保険法中改正に關する件—全勞大會決定の改正要綱に基き組合會議の委員會に於て協力すること

3、地方委員會設置の件—組合會議參加團體を中心として且つ組合會議未加盟團體を包含して活用し得るやうにするために懇談會程度のものとして組織すること

4、産業別整理委員會設置の件—設置活用に努力すること